

小名木川児童館の指定管理者の選定手続きについて

小名木川児童館について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区児童館条例」に基づき、令和3年4月1日から新たに指定管理者制度による管理運営を行うため、次のように選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
小名木川児童館	江東区北砂五丁目20番5-101号

2 指定期間

指定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 選定方法

公募による選定

4 今後の日程(予定)

日付	内容
令和2年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指 定管理者候補者の決定
令和2年9月	第三回区議会定例会において指定議案の提案
令和3年3月	協定書の締結
令和3年4月	指定管理者による運営開始